

省エネ基準工事監理報告書

(住宅仕様基準・住宅誘導仕様基準)

報告内容 (以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 建て方、断熱構造とする部分		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況 (付属部材や庇の設置状況を含む)		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① (住宅仕様基準) 非居室の照明設備の仕様、設置状況 (住宅誘導仕様基準) 採用する照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② (住宅誘導仕様基準) 配管・節湯器具・浴槽の仕様、設置状況 ・給湯機の配管がヘッダー方式、かつ、配管の呼び径が13A以下 ・浴室シャワー水栓に手元止水機構及び小流量吐水機構 ・高断熱浴槽を採用		A・B・C ・ ・ ・	適・不適

[注意]

- 本様式は、「住宅仕様基準」又は「住宅誘導仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会確認 C: 施工計画書・試験成績書等による確認